

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-01	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法						
番号	所在								林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番36						20	へ	保安林	0.5458	ヒノキ	35-50
2	峰山町鱒留	大成	10425番21						16	へ	山林	0.0099	スギ ヒノキ	35
3	峰山町鱒留	大成	1760番						20	へ	山林	0.1299	スギ ヒノキ	45
4	峰山町鱒留	大成	1781番						16	ほ	山林	0.1259	スギ	68
5	峰山町鱒留	大成	1781番1						16	ほ	山林	0.1034	スギ	68
6	峰山町鱒留	大成	1781番3						16	ほ	原野	0.0007	スギ	68
7	峰山町鱒留	大成	1781番4						16	ほ	原野	0.0013	スギ	68
8	峰山町鱒留	大成	1781番5						16	ほ	原野	0.0010	スギ	68
9	峰山町鱒留	大成	1781番6						16	へ	原野	0.0003	スギ	68
10	峰山町鱒留	大成	1782番1						16	ほ	山林	0.0462	スギ	68
11	峰山町鱒留	大成	1782番2	16	へ	山林	0.0304	スギ	68					
12	峰山町鱒留	大成	1782番3	16	へ	原野	0.0013	スギ	68					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番36				
2	峰山町鱒留	大成	10425番21				
3	峰山町鱒留	大成	1760番				
4	峰山町鱒留	大成	1781番				
5	峰山町鱒留	大成	1781番1				
6	峰山町鱒留	大成	1781番3				
7	峰山町鱒留	大成	1781番4				
8	峰山町鱒留	大成	1781番5				
9	峰山町鱒留	大成	1781番6				
10	峰山町鱒留	大成	1782番1				
11	峰山町鱒留	大成	1782番2				
12	峰山町鱒留	大成	1782番3				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上）

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所 在			林班	小班	
大字	小字	地番			
峰山町鱒留	大成	10338番36	20	へ	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業（以下「主伐後の経営管理」という。）、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。なお、施業方法（間伐か主伐か等）及び対象とする林分は、乙と経営管理実施権者で協議して決定するものとする。</li> <li>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ又はヒノキを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年4回以上、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。</li> <li>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐、枝打ち、保育間伐等を実施するものとする。</li> <li>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視で判断できる限りで行う。</li> </ul>
以下余白					

①

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
大字	小字	地番			
峰山町鱒留	大成	10425番21	16	へ	
峰山町鱒留	大成	1760番	20	へ	
峰山町鱒留	大成	1781番	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番1	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番3	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番4	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番5	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番6	16	へ	
峰山町鱒留	大成	1782番1	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1782番2	16	へ	
峰山町鱒留	大成	1782番3	16	へ	
以下余白					

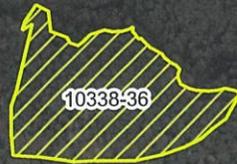
②

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐又は利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費(主伐又は利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及び主伐後の経営管理費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額。以下同じ。)を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐又は利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 主伐又は利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 主伐後の経営管理費は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>○ 伐採等経費の算定にあたり用いる経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額について、災害又は物価や人件費高騰その他社会経済情勢の変化など不可抗力を要因として、当初の見積額から3割以上の増減が見込まれ乙が了承する場合は当該見積額を変更することができる。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益の額及び補助金確定額から差し引いた主伐後の経営管理費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理するものとする。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要なくなるまでとする。ただし、預り金の額が、主伐後の経営管理に実際に要した経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
大字	小字	地番			
峰山町鱒留	大成	10338番5 (スギ)	20	い	
以下余白					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
大字	小字	地番			
峰山町鱒留	大成	10425番21	16	へ	
峰山町鱒留	大成	1760番	20	へ	
峰山町鱒留	大成	1781番	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番1	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番3	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番4	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番5	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1781番6	16	へ	
峰山町鱒留	大成	1782番1	16	ほ	
峰山町鱒留	大成	1782番2	16	へ	
峰山町鱒留	大成	1782番3	16	へ	
以下余白					

# 経営管理権設定区域図 (峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集02-02	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰							(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢							
	大字	小字	地番													
1	峰山町鱒留	大成	10338番5	20	い	保安林	0.3966	スギ	61	R25.3.31  R15.3.31	別添1参照	別添2参照	<p>(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p>(経営管理実施権が設定される場合) &lt;時期&gt; 収支確定後速やかに 行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。</p>			
								ヒノキ	61							
2	峰山町鱒留	大成	10425番26	16	ほ	山林	0.1744	スギ ヒノキ	58							
3	峰山町鱒留	大成	10425番35	16	に	山林	0.0495	スギ	70							
	以下余白									公告日						

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番5				
2	峰山町鱒留	大成	10425番26				
3	峰山町鱒留	大成	10425番35				
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙)      住 所 (同上)      京丹後市長      中 山      泰  
  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)      住 所 (同上)      XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

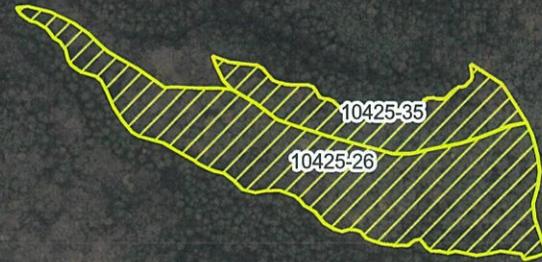
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所 在			林班	小班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	10338番5 (スギ)	20	い	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業（以下「主伐後の経営管理」という。）、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。なお、施業方法（間伐か主伐か等）及び対象とする林分は、乙と経営管理実施権者で協議して決定するものとする。</li> <li>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ又はヒノキを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年4回以上、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。</li> <li>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐、枝打ち、保育間伐等を実施するものとする。</li> <li>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視で判断できる限りで行う。</li> </ul>
	以下余白					
②	所 在			林班	小班	
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番5 (ヒノキ)	20	い	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	峰山町鱒留	大成	10425番26	16	ほ	
	峰山町鱒留	大成	10425番35	16	に	
	以下余白					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	所在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐又は利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（主伐又は利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及び主伐後の経営管理費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐又は利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 主伐又は利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 主伐後の経営管理費は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>○ 伐採等経費の算定にあたり用いる経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額について、災害又は物価や人件費高騰その他社会経済情勢の変化など不可抗力を要因として、当初の見積額から3割以上の増減が見込まれ乙が了承する場合は当該見積額を変更することができる。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益の額及び補助金確定額から差し引いた主伐後の経営管理費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理するものとする。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要なくなるまでとする。ただし、預り金の額が、主伐後の経営管理に実際に要した経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番5 (スギ)	20	い	
	以下余白					
②	所在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番5 (ヒノキ)	20	い	
	峰山町鱒留	大成	10425番26	16	ほ	
	峰山町鱒留	大成	10425番35	16	に	
	以下余白					

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-03	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 京丹後市長 中山 泰					(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番6	20	ろ	保安林	0.3966	スギ ヒノキ	55-72 43-56	公告日	R25. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	<p>(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p>(経営管理実施権が設定される場合) &lt;時期&gt; 収支確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。</p>
2	峰山町鱒留	大成	10338番24	20	ろ	保安林	0.0099	スギ	55-72					
3	峰山町鱒留	大成	10338番25	20	ろ	保安林	0.0297	スギ	55-72					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番6				
2	峰山町鱒留	大成	10338番24				
3	峰山町鱒留	大成	10338番25				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）                      住 所（同上）      京丹後市長      中 山      泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）              住 所（同上）

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に於いて当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

**経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業（以下「主伐後の経営管理」という。）、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。なお、施業方法（間伐か主伐か等）及び対象とする林分は、乙と経営管理実施権者で協議して決定するものとする。
- 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ又はヒノキを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年4回以上、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
- 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐、枝打ち、保育間伐等を実施するものとする。
- 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視で判断できる限りで行う。

## 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

### <経営管理実施権が設定される場合>

#### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 主伐又は利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（主伐又は利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及び主伐後の経営管理費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

#### （2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 主伐又は利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

#### （3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 主伐又は利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 主伐後の経営管理費は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。
- 伐採等経費の算定にあたり用いる経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額について、災害又は物価や人件費高騰その他社会経済情勢の変化など不可抗力を要因として、当初の見積額から3割以上の増減が見込まれ乙が了承する場合は当該見積額を変更することができる。

#### （4. 留意事項）

- 木材の販売収益の額及び補助金確定額から差し引いた主伐後の経営管理費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理するものとする。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。ただし、預り金の額が、主伐後の経営管理に実際に要した経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

### <経営管理実施権が設定されない場合>

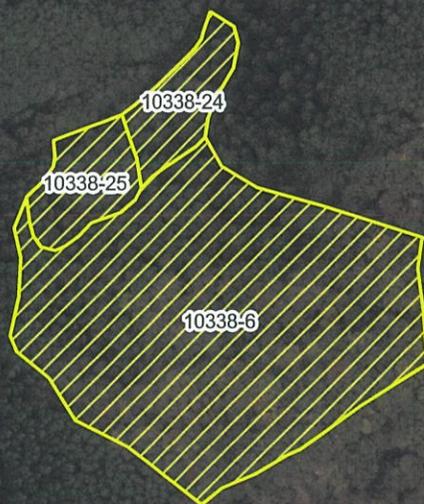
#### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

#### （2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m

本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-04	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)				(所在地)												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	京丹後市長 中山 泰				京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地												
						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法			
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢										
	大字	小字	地番																
1	峰山町鱒留	大成	10338番7	20	ろ	保安林	0.3966	スギ ヒノキ	34-35										
	以下余白																		

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番7				
	以下余白						
<p>この計画に同意する。          権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 京丹後市長 中山 泰          権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>							

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

### <経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業（以下「主伐後の経営管理」という。）、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。なお、施業方法（間伐か主伐か等）及び対象とする林分は、乙と経営管理実施権者で協議して決定するものとする。
- 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ又はヒノキを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年4回以上、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
- 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐、枝打ち、保育間伐等を実施するものとする。
- 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

### <経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視で判断できる限りで行う。

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 主伐又は利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（主伐又は利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及び主伐後の経営管理費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

（2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 主伐又は利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 主伐又は利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 主伐後の経営管理費は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。
- 伐採等経費の算定にあたり用いる経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額について、災害又は物価や人件費高騰その他社会経済情勢の変化など不可抗力を要因として、当初の見積額から3割以上の増減が見込まれ乙が了承する場合は当該見積額を変更することができる。

（4. 留意事項）

- 木材の販売収益の額及び補助金確定額から差し引いた主伐後の経営管理費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理するものとする。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。ただし、預り金の額が、主伐後の経営管理に実際に要した経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

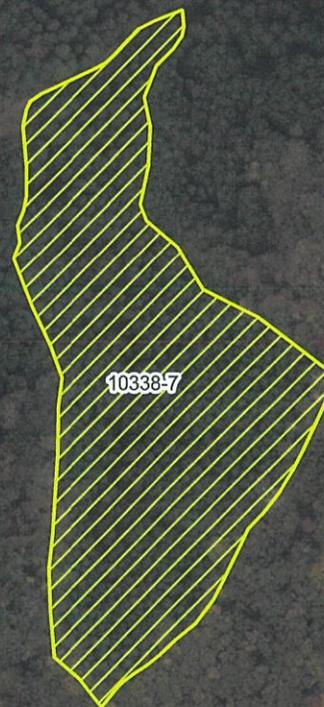
（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

（2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集02-05			経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称) 京丹後市長 中山 泰			(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地						
				経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理 権の初期	経営管理 権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理 権に 基づいて 行われる 経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢									
	大字	小字	地番															
1	峰山町鱒留	大成	10425番3	16	に	山林	0.2991	スギ ヒノキ	55	公告日	R15.3.31	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権 が設定されない場 合) 乙から甲に対 して金銭の支払は行 わない。	(経営管理実施権 が設定される場 合) <時期> 収支確定後速や かに行うものとし る。 <相手方及び方法 > 経営管理実施権 者から甲の指定す る口座に支払う。			
2	峰山町鱒留	大成	10425番51	16	ろ は	山林	3.8346	スギ ヒノキ	53-55									
3	峰山町鱒留	大成	10338番	20	ぬ	保安林	2.9772	スギ ヒノキ	69									
	以下余白																	

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字				地番
1	峰山町鱒留	大成	10425番3			
2	峰山町鱒留	大成	10425番51			
3	峰山町鱒留	大成	10338番			
	以下余白					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

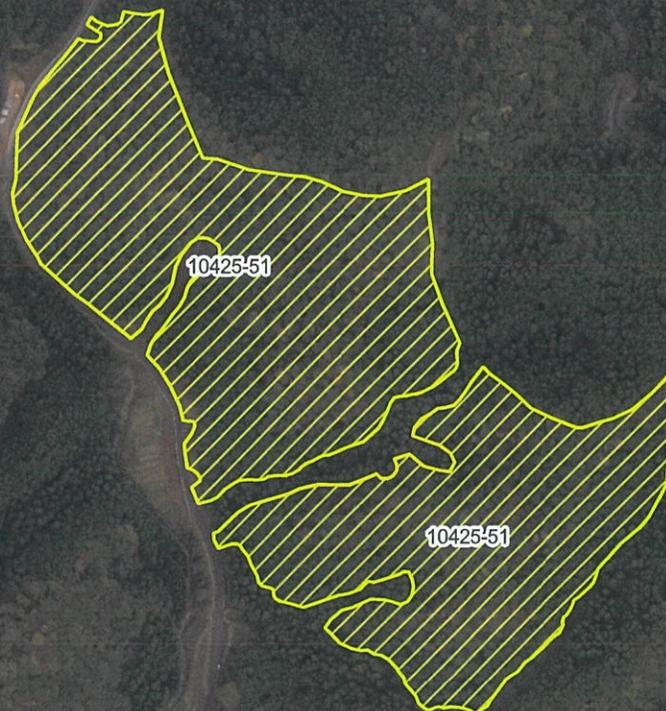
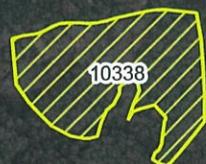
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所 在			林班	小班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	10425番3	16	に	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	峰山町鱒留	大成	10425番51	16		
	以下余白					<p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
②	所 在			林班	小班	
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番	20	ぬ	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	以下余白					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	所 在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10425番3	16	に	
	峰山町鱒留	大成	10425番51	16	ろは	
	以下余白					
②	所 在			林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番	20	ぬ	
	以下余白					

# 経営管理権設定区域図 (峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集02-06	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 京丹後市長 中山 泰					(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地				
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所 在			林 班	小 班	地 目	面 積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	経営管理 権の始期	経営管理 権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理 権に 基づいて 行われる 経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番4	20	い	保安林	0.0280	スギ ヒノキ	39-69	公告日	R15.3.31	別添1 参照	別添2 参照	(経営管理実施権 が設定されない場 合) 乙から甲に対 して金銭の支払は行 わない。  (経営管理実施権 が設定される場 合) <時期> 収支確定後速や かに行うものとし る。  <相手方及び方法 > 経営管理実施権 者から甲の指定す る口座に支払う。
2	峰山町鱒留	大成	10338番14	20	ほ	保安林	0.2975	スギ ヒノキ	60 48-60					
3	峰山町鱒留	大成	10338番42	20	ほ	保安林	0.9892	ヒノキ	77					
4	峰山町鱒留	大路	10337番13	21	い	山林	0.4444	ヒノキ	29					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番4				
2	峰山町鱒留	大成	10338番14				
3	峰山町鱒留	大成	10338番42				
4	峰山町鱒留	大路	10337番13				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

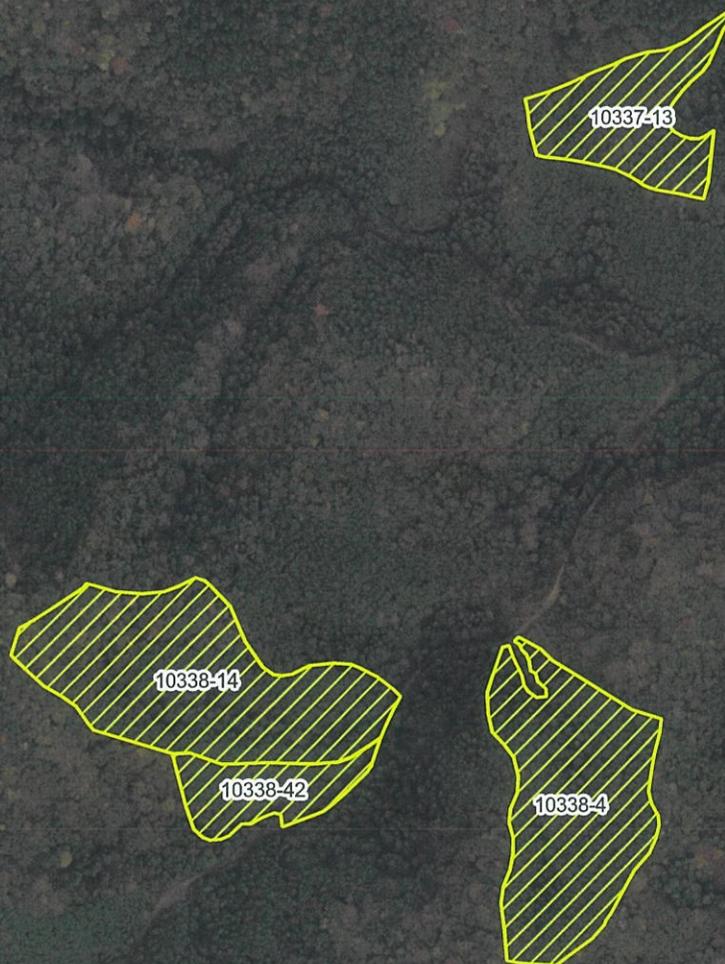
別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所 在			林班	小班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	10338番4	20	い	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	峰山町鱒留	大成	10338番14	20	ほ	
	峰山町鱒留	大成	10338番42	20	ほ	
	以下余白					<p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
②	所 在			林班	小班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大路	10337番13	21	い	
	以下余白					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	所 在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番4	20	い	
	峰山町鱒留	大成	10338番14	20	ほ	
	峰山町鱒留	大成	10338番42	20	ほ	
	以下余白					
②	所 在			林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大路	10337番13	21	い	
	以下余白					

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-07	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰							(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期  公告日	経営管理権の存続期間(終期) (B)  R15. 3. 31	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  別添1参照	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法  別添2参照	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  (経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
番号	所 在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10425番47	16	へ	山林	0.2064	ヒノキ	54					
2	峰山町鱒留	大成	1773番戊	16	は	畑	0.0357	スギ	61					
3	峰山町鱒留	大成	1776番1	16	は	田	0.0171	スギ	72					
4	峰山町鱒留	大成	1776番2	16	は	畑	0.0125	スギ	53					
5	峰山町鱒留	大成	10338番47	19	る	保安林	0.9759	ヒノキ	68					
6	峰山町鱒留	大成	1769番	19	る	田	0.0750	スギ	61					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10425番47	京都府京丹後市峰山町鱒留 5 7 9 番地	田中 均	所有権	持分割合：1/3
2	峰山町鱒留	大成	1773番戊				
3	峰山町鱒留	大成	1776番1				
4	峰山町鱒留	大成	1776番2				
5	峰山町鱒留	大成	10338番47				
6	峰山町鱒留	大成	1769番				
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙)                      住 所 (同上)      京丹後市長      中 山      泰  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)              住 所 (同上)      XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

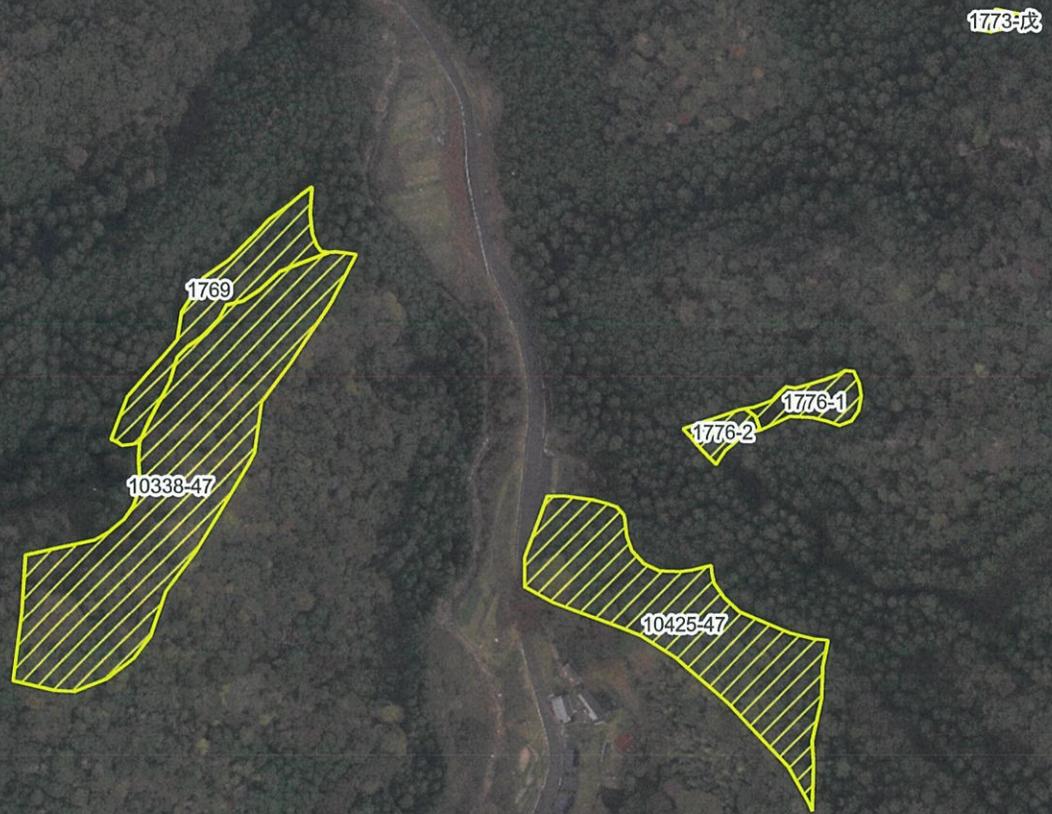
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所 在			林 班	小 班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	10425番47	16	へ	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	峰山町鱒留	大成	1773番戊	16	は	
	峰山町鱒留	大成	1776番1	16	は	
	峰山町鱒留	大成	1776番2	16	は	
	以下余白					
②	所 在			林 班	小 班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番47	19	る	
	峰山町鱒留	大成	1769番	19	る	
	以下余白					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	所 在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10425番47	16	へ	
	峰山町鱒留	大成	1773番戊	16	は	
	峰山町鱒留	大成	1776番1	16	は	
	峰山町鱒留	大成	1776番2	16	は	
	以下余白					
②	所 在			林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番47	19	る	
	峰山町鱒留	大成	1769番	19	る	
	以下余白					

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-08	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰							(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権の始期  公告日	経営管理権の存続期間(終期) (B)  R15. 3. 31	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  別添1参照	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法  別添2参照	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  (経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢								
	大字	小字	地番														
1	峰山町鱒留	大成	1756番4	20	と	山林	0.0413	スギ	70-71								
2	峰山町鱒留	大成	1763番(A)	20	い	田	0.0932	スギ	39-69								
3	峰山町鱒留	大成	1763番(C)	20	へ	田	0.0932	スギ	74								
4	峰山町鱒留	大成	10338番3	19	る	保安林	0.0132	スギ ヒノキ	63								
5	峰山町鱒留	大成	10338番45	19	る	保安林	0.7506	ヒノキ	72								
6	峰山町鱒留	大成	1756番1	20	へ	山林	0.0109	スギ	69								
7	峰山町鱒留	大成	1767番1	19	る	山林	0.0112	スギ	52								
8	峰山町鱒留	大成	1767番丁	19	る	山林	0.0085	スギ	52								
9	峰山町鱒留	大成	10404番28	17	ち	保安林	0.0825	ヒノキ	28								
	以下余白																

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	1756番4				
2	峰山町鱒留	大成	1763番(A)				
3	峰山町鱒留	大成	1763番(C)				
4	峰山町鱒留	大成	10338番3				
5	峰山町鱒留	大成	10338番45				
6	峰山町鱒留	大成	1756番1				
7	峰山町鱒留	大成	1767番1				
8	峰山町鱒留	大成	1767番丁				
9	峰山町鱒留	大成	10404番28				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
①	所 在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	
	大字	小字	地番				
	峰山町鱒留	大成	1756番4	20	と		
	峰山町鱒留	大成	1763番(A)	20	い		
	峰山町鱒留	大成	1763番(C)	20	へ		
	以下余白						
②	所 在			林班	小班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	
	大字	小字	地番				
		峰山町鱒留	大成	10338番3	19		る
		峰山町鱒留	大成	10338番45	19		る
		峰山町鱒留	大成	1756番1	20		へ
		峰山町鱒留	大成	1767番1	19		る
		峰山町鱒留	大成	1767番丁	19		る
	峰山町鱒留	大成	10404番28	17	ち		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	所 在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1756番4	20	と	
	峰山町鱒留	大成	1763番(A)	20	い	
	峰山町鱒留	大成	1763番(C)	20	へ	
	以下余白					
②	所 在			林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10338番3	19	る	
	峰山町鱒留	大成	10338番45	19	る	
	峰山町鱒留	大成	1756番1	20	へ	
	峰山町鱒留	大成	1767番1	19	る	
	峰山町鱒留	大成	1767番丁	19	る	
峰山町鱒留	大成	10404番28	17	ち		

# 経営管理権設定区域図 (峰山町鱒留地区)



1756-1

1756-4

1763-C

1763-A

10338-45

10338-45

1767-T 1767-1  
10338-3

10404-28

0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集02-09	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)				(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所 在			林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現 況 樹種	現 況 林 齢	経営管理 権の始期	経営管理 権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理 権に 基づいて 行われる 経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	1779番	16	へ	畑	0.0112	ヒノキ	54	公告日	R15.3.31	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権 が設定されない場 合) 乙から甲に對し て金銭の支払は行 わない。  (経営管理実施権 が設定される場 合) <時期> 収支確定後速や かに行うものとし る。  <相手方及び方法 > 経営管理実施権 者から甲の指定す る口座に支払う。
2	峰山町鱒留	大成	10341番	19	る	保安林	0.5305	ヒノキ	64					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	1779番				
2	峰山町鱒留	大成	10341番				
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村（乙）                                      住 所（同上）      京丹後市長      中 山      泰  
  
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）                                      住 所（同上）      [REDACTED]

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

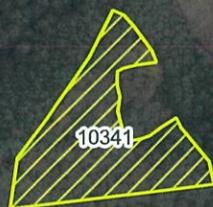
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所 在			林班	小班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	1779番	16	へ	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	以下余白					
②	所 在			林班	小班	
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10341番	19	る	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	以下余白					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	所 在			林 班	小 班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1779番	16	へ	
	以下余白					
②	所 在			林 班	小 班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	10341番	19	る	
	以下余白					

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-10	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)							(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	京丹後市長 中山 泰							京都府京丹後市峰山町杉谷889番地				
									(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所 在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	1777番4	16	に	田	0.0614	スギ	52	公告日	R15.3.31	別添1参照	別添2参照	<p>(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p>(経営管理実施権が設定される場合) &lt;時期&gt; 収支確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。</p>
2	峰山町鱒留	大成	1777番戊	16	に	畑	0.0033	スギ	52					
3	峰山町鱒留	大成	1756番2	20	へ	山林	0.0128	スギ	69					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	1777番4				
2	峰山町鱒留	大成	1777番戊				
3	峰山町鱒留	大成	1756番2				
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙)                      住 所 (同上)      京丹後市長      中 山      泰  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)                      住 所 (同上)      XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所 在			林班	小班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	1777番4	16	に	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	峰山町鱒留	大成	1777番戊	16	に	
	以下余白					<p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
②	所 在			林班	小班	
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1756番2	20	へ	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	以下余白					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	所 在			林班	小班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1777番4	16	に	
	峰山町鱒留	大成	1777番戊	16	に	
	以下余白					
②	所 在			林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1756番2	20	へ	
	以下余白					

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



1756-2

1777-戊  
1777-4

0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集02-11	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 京丹後市長 中山 泰					(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地				
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権 に基づいて 行われる経 営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	1778番	16	は	田	0.0472	スギ	52	公告日	R15. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	(経営管理実施権 が設定されない場 合) 乙から甲に対 して金銭の支払は行 わない。  (経営管理実施権 が設定される場 合) <時期> 収支確定後速や かに行うものとす る。  <相手方及び方法 > 経営管理実施権 者から甲の指定す る口座に支払う。
2	峰山町鱒留	大成	1767番	19	る	田	0.0138	ヒノキ	52					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	1778番				
2	峰山町鱒留	大成	1767番				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）                      住 所（同上）      京丹後市長      中 山      泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）              住 所（同上）      XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所 在			林 班	小 班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	1778番	16	は	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	以下余白					
②	所 在			林 班	小 班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1767番	19	る	
	以下余白					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	所 在			林 班	小 班	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1778番	16	は	
	以下余白					
②	所 在			林 班	小 班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1767番	19	る	
	以下余白					

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-12	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)			(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		京丹後市長 中山 泰			京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地							
					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期  公告日	経営管理権の存続期間 (終期) (B)  R15. 3. 31	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)  別添 1 参照	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法  別添 2 参照	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  (経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
番号	所在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番13	20	ほ	保安林	0.0297	スギ	50					
2	峰山町鱒留	大成	1755番2	20	ぬ	山林	0.0013	スギ	70					
3	峰山町鱒留	大成	1755番庚	20	ぬ	山林	0.0082	スギ	70					
4	峰山町鱒留	大成	1767番乙	19	る	畑	0.0105	スギ	52					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番13				
2	峰山町鱒留	大成	1755番2				
3	峰山町鱒留	大成	1755番庚				
4	峰山町鱒留	大成	1767番乙				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

京丹後市長 中山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所 在			林 班	小 班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	10338番13	20	ほ	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	以下余白					
②	所 在			林 班	小 班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
	大字	小字	地番			
	峰山町鱒留	大成	1755番2	20	ぬ	
	峰山町鱒留	大成	1755番庚	20	ぬ	
	峰山町鱒留	大成	1767番乙	19	る	
以下余白						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
所 在			林班	小班		
大字	小字	地番				
①	峰山町鱒留	大成	10338番13	20	ほ	<p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。</p> <p>○ 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	以下余白					
②	峰山町鱒留	大成	1755番2	20	ぬ	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
	峰山町鱒留	大成	1755番庚	20	ぬ	
	峰山町鱒留	大成	1767番乙	19	る	
	以下余白					

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



1755-2

1755-庚

1767-乙

10333-13

0 100 200 m

本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集積02-13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 京丹後市長 中山 泰					(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番41	20	へ	保安林	1.2698	スギ ヒノキ	40 40-51	公告日	R15. 3. 31	別添参照	別添参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

**経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

**木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

（2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

（4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

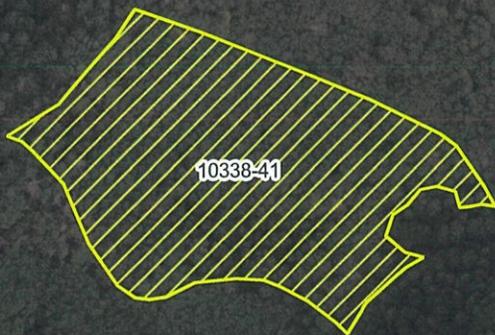
（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

（2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-14	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)							(所在地)				
		京丹後市長 中山 泰	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)				
		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種						現況林齢
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番9	20	は	保安林	0.9917	スギ ヒノキ	61 41-61	公告日	R15.3.31	別添参照	別添参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
2	峰山町鱒留	大成	1763番(B)	20	へ	田	0.0932	スギ	74					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定される場合には経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

### 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

#### ＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

#### ＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

### 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

#### ＜経営管理実施権が設定される場合＞

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

##### （2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

##### （3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

##### （4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

#### ＜経営管理実施権が設定されない場合＞

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

##### （2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



1763-B



10338-9

0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)					(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10425番13	16	ほ	山林	0.9917	スギ	56-64	公告日	R15. 3. 31	別添参照	別添参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

**経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

**木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

（2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

（4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

（2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集02-16	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰						(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権 に基づいて 行われる経 営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番39	20	へ	保安林	0.5970	スギ	48					
	以下余白													
										公告日	R15.3.31	別添参照	別添参照	(経営管理実施権 が設定されない場 合) 乙から甲に対 して金銭の支払は行 わない。  (経営管理実施権 が設定される場 合) <時期> 収支確定後速や かに行うものとし る。  <相手方及び方法 > 経営管理実施権 者から甲の指定す る口座に支払う。

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番39				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）                    住 所（同上）    京丹後市長    中 山    泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）            住 所（同上）    XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

### 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

#### <経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

#### <経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

### 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

#### <経営管理実施権が設定される場合>

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

##### （2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

##### （3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

##### （4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

#### <経営管理実施権が設定されない場合>

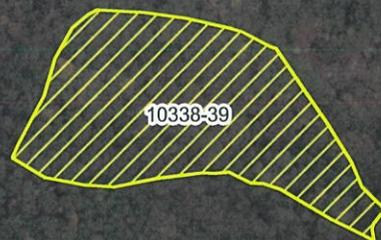
##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

##### （2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-17	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰							(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	大字	小字						地番	
1	峰山町鱒留	大成	10338番40	20	へ	保安林	0.5356	ヒノキ	30-51					公告日	R15.3.31	別添参照	別添参照	<p>(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p>(経営管理実施権が設定される場合) &lt;時期&gt; 収支確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。</p>
	以下余白																	

※面積の欄は林地台帳上の面積である。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

### 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

#### <経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

#### <経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

### 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

#### <経営管理実施権が設定される場合>

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

##### （2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

##### （3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

##### （4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

#### <経営管理実施権が設定されない場合>

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

##### （2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-18	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)				(所在地)						
		京丹後市長 中山 泰		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10425番48	16	ほ	保安林	0.4959	スギ	52	公告日	R15.3.31	別添参照	別添参照	<p>(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p>(経営管理実施権が設定される場合) &lt;時期&gt; 収支確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。</p>
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10425番48				
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 京丹後市長 中 山 泰  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

**経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

**木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

（2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

（4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

（2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-19	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰							(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																					
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法							
	大字	小字	地番																		
1	峰山町鱒留	大成	10338番37	20	へ	保安林	0.3108	ヒノキ	50												
	以下余白																				
										公告日	R15.3.31	別添参照	別添参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。							

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番37				
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙)                    住 所 (同上)    京丹後市長    中 山    泰  
  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)            住 所 (同上)    XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

**経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

**木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

（2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

（4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

（2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-20	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)					(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10425番19	16	へ	山林	0.0991	スギ ヒノキ	55-56 42-55	公告日	R15.3.31	別添参照	別添参照	<p>(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p>(経営管理実施権が設定される場合) &lt;時期&gt; 収支確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。</p>
2	峰山町鱒留	大成	10425番47	16	へ	山林	0.2064	ヒノキ	54					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10425番19				
2	峰山町鱒留	大成	10425番47	京都府京丹後市峰山町鱒留1796番地	小倉 民枝	所有権	持分割合：2/3
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村（乙）                      住 所（同上）      京丹後市長      中 山      泰  
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）              住 所（同上）      XXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

### 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

#### <経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

#### <経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

### 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

#### <経営管理実施権が設定される場合>

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

##### （2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

##### （3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

##### （4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

#### <経営管理実施権が設定されない場合>

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

##### （2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集02-21	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰							(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理 権の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権 に基づいて 行われる経 営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
	大字	小字	地番								公告日				
1	峰山町鱒留	大成	10338番8	20	ろ	保安林	0.2975	スギ ヒノキ	55-63		R15.3.31	別添参照	別添参照		
	以下余白														

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字				地番
1	峰山町鱒留	大成	10338番8			
	以下余白					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 京丹後市長 中 山 泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） ██████████

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

### 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

#### ＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

#### ＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

### 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

#### ＜経営管理実施権が設定される場合＞

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

##### （2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

##### （3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

##### （4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

#### ＜経営管理実施権が設定されない場合＞

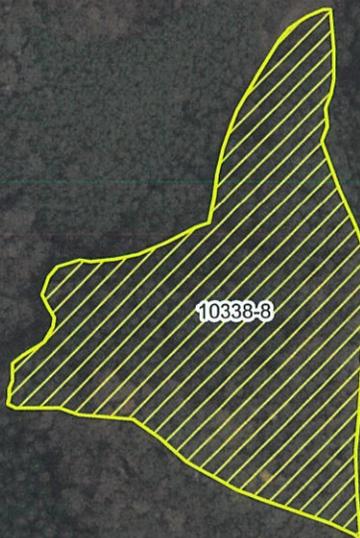
##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

##### （2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-22	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰							(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
番号	所 在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢										
	大字	小字	地番																
1	峰山町鱒留	大成	10338番15	20	と	保安林	0.0991	ヒノキ	69	公告日	R15.3.31	別添参照						別添参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
2	峰山町鱒留	大成	10338番16	20	と	保安林	0.0991	スギ	69										
3	峰山町鱒留	大成	10425番24	16	は	山林	0.0991	スギ ヒノキ	59										
	以下余白																		

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番15				
2	峰山町鱒留	大成	10338番16				
3	峰山町鱒留	大成	10425番24				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）                      住 所（同上）      京丹後市長      中 山      泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）              住 所（同上）      ████████████████████

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定される場合には経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

**経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

**木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

（2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

（4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

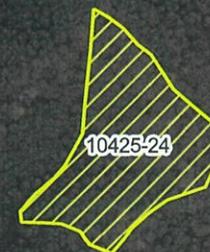
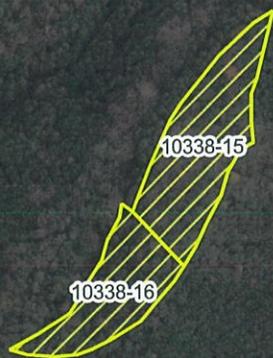
（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

（2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-23	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)							(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	京丹後市長 中山 泰							京都府京丹後市峰山町杉谷889番地				
									(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番38	20	へ	保安林	0.2529	ヒノキ	50	公告日	R15.3.31	別添参照	別添参照	<p>(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p>(経営管理実施権が設定される場合) &lt;時期&gt; 収支確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。</p>
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番38				
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村（乙）                      住 所（同上）    京丹後市長    中 山    泰  
  
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）            住 所（同上） XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

**経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

**木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法**

＜経営管理実施権が設定される場合＞

（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

（2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

（4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞

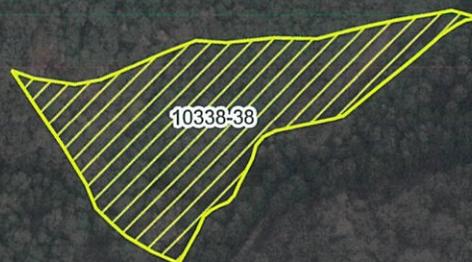
（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

（2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 京丹後市長 中山 泰							(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期  公告日	経営管理権の存続期間(終期) (B)  R15.3.31	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  別添参照	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法  別添参照	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  (経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。  <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
番号	所 在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10425番22	16	に	山林	0.0297	ヒノキ	63					
2	峰山町鱒留	大成	10425番23	16	に	山林	0.1487	ヒノキ	63					
3	峰山町鱒留	大成	1777番1	16	に	山林	0.0016	スギ	61					
4	峰山町鱒留	大成	1777番2	16	に	山林	0.0267	スギ	61					
5	峰山町鱒留	大成	1777番3	16	に	山林	0.0059	スギ	61					
	以下余白													

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10425番22				
2	峰山町鱒留	大成	10425番23				
3	峰山町鱒留	大成	1777番1				
4	峰山町鱒留	大成	1777番2				
5	峰山町鱒留	大成	1777番3				
	以下余白						

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙)          住 所 (同上)      京丹後市長      中 山      泰  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)      住 所 (同上)      ██████████

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に於いて当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

### 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

#### ＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

#### ＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

### 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

#### ＜経営管理実施権が設定される場合＞

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

##### （2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

##### （3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

##### （4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

#### ＜経営管理実施権が設定されない場合＞

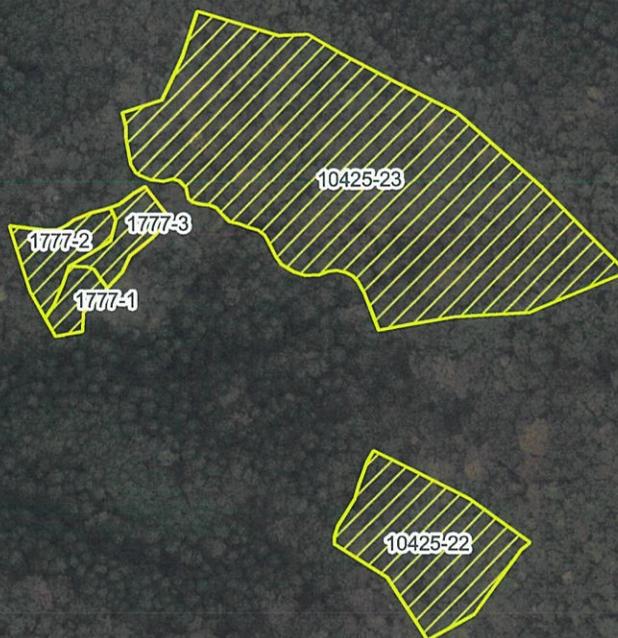
##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

##### （2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m

本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集02-25	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)						(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	大字	小字	地番											
1	峰山町鱒留	大成	10338番20	20	ほ	保安林	0.1487	スギ ヒノキ	65					
	以下余白													
										公告日	R15. 3. 31	別添参照	別添参照	(経営管理実施権が設定されない場合) 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。  (経営管理実施権が設定される場合) <時期> 収支確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。

※面積の欄は林地台帳上の面積である。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在			住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	小字	地番				
1	峰山町鱒留	大成	10338番20				
	以下余白						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）                      住 所（同上）      京丹後市長      中 山      泰

権利を設定する森林の森林所有者（甲）              住 所（同上）      ██████████

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲と乙の協議により、乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

### 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

#### ＜経営管理実施権が設定される場合＞

- 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。また、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

#### ＜経営管理実施権が設定されない場合＞

- 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。また、乙は溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。なお、施業方法（切捨間伐か利用間伐か等）及び対象とする林分は、乙が地形や林分状況等から判断して決定するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

### 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

#### ＜経営管理実施権が設定される場合＞

##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 利用間伐により甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金確定額から、伐採等経費（利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額。以下同じ。）を控除した額とする。ただし、木材の販売収益の額及び補助金確定額が伐採等経費を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

##### （2. 木材の販売収益の額の算定方法）

- 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

##### （3. 乙が算定する伐採等経費の算定方法）

- 利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費は、施業実施後、経営管理実施権者が算定する経費とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額を上限とする。
- 森林保険の保険料は、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。

##### （4. 留意事項）

- 同一の経営管理実施権配分計画の対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。

#### ＜経営管理実施権が設定されない場合＞

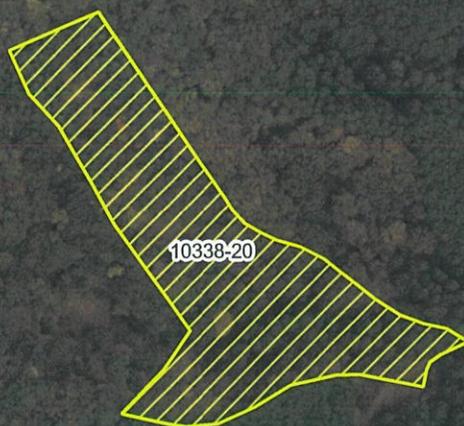
##### （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）

- 経営管理権に基づき乙が間伐を実施することから、利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は、利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費に充当するため、甲に利益を還元しないものとする。

##### （2. 留意事項）

- 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

経営管理権設定区域図  
(峰山町鱒留地区)



0 100 200 m



本図面は、計画箇所のおおよその位置を示すものであり、  
所有界等を正確に示したものではありません。